（＊受付印）
神奈川県選挙管理委員会
令和 -8.4.15 収受
第 1633 号

収支報告書

（その１）

令和 7 年分

※該当箇所に☑してください。

政治団体の区分
☐ 政党の支部
☑ その他の政治団体（後援会等）
☐ その他の政治団体の支部
☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分
☐ 全国（２都道府県以上）　☑ 神奈川県内

（ふりがな）（おばたさおりとよこすかのみらいをつくるかい）

1 政治団体の名称　小幡 沙央里とよこすかの未来をつくる会

2 主たる事務所の所在地　神奈川県横須賀市 汐入 2-14-10 田中ビル 01号

3 代表者の氏名　小幡 沙央里

4 会計責任者の氏名　小幡 三樹夫

事務担当者の氏名　小幡 沙央里

連絡先（電話番号）　080-1161-4031

資金管理団体の指定の有無
☐ 有 →
☑ 無
※以下 指定「有」の場合のみ記載
公職の種類
（現職 ・ 候補者等）
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
公職の種類
（現職 ・ 候補者等）

＊この部分は何も記載しないでください。

＊	団体区分	団体コード	受付者	区分	処理
	政・国 資・(地) 180	8846	竜	(N) G K・他	

(※)資金管理団体の指定の期間
令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記載。

(※)国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記載。

収　支　の　状　況

（その２）

１　収支の総括表

		十億	百万	千	円
ア　収　入　総　額　(ア)＋(イ)	01		5	151	089
(ア)　前年からの繰越額	02			29	089
(イ)　本年の収入額	03		5	122	000
イ　支　出　総　額	04		4	186	732
ウ　翌年への繰越額　(アーイ)	05			964	357

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

		十億	百万	千	円
金　額	06				0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	07				0 人

(2) 寄　附

ア　寄附(イを除く。)の区分		金額 十億	百万	千	円	備考
(ア) 個人からの寄附	08		5	122	000	
（うち特定寄附）	09				0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	10				0	
(ウ) 政治団体からの寄附	11				0	
小　計　(ア)＋(イ)＋(ウ)	12		5	122	000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	13				0	
イ　政党匿名寄附	14				0	
合　計　（ア　＋　イ）	15		5	122	000	

(7) 寄附の内訳	寄附者の区分（右のいずれかを○で囲む）	（個人）・法人その他の団体・政治団体

	寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額（十億 百万 千 円）	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
01	松井 眞紀乙	1,500,000	R7・1・22	東京都港区三田3-5-27-4005	会社経営	
02	桑原 正幸	500,000	R7・4・18	横須賀市長沢2-6-15	会社経営	
03	市川 天平	50,000	R7・4・29	兵庫県姫路市古知谷町77-403	会社員	
04	島山 貴子	50,000	R7・5・09	横須賀市久比里1-8-30-101	会社員	
05	草間 和徳心	100,000	R7・5・11	横須賀市ハイランド1-47-20-1	会社役員	
06	中田 淑恵心	400,000	R7・5・27	東京都江東区猿江1-13-1	会社員	
07	喜綿 賢	2,300,000	R7・5・27	川崎市高津区宮前平3-13-3	会社員	
08	岩崎 優子	100,000	R7・6・2	横須賀市野比2-6-19	会社員	
09	金子 麻衣子	450,000	R7・6・3	横浜市保土ケ谷区川島町1557-9	会社員	
10	倉田 光彩	350,000	R7・6・3	横浜市南区浦舟町1-8	会社員	
11	鈴木 志美	150,000	R7・6・4	横浜市南区中島町1-3-5	会社員	
12	富永野 淳	100,000	R7・6・4	秦野市上大槻1061-1	会社員	
	このページの小計	3,980,000				
	その他の寄附					
	合計					

注1　寄附者の区分は、「個人・法人その他の団体・政治団体」のいずれかを○で囲み、それぞれ別の用紙を使用してください。
2　同一者からの年間５万円を超える寄附は個別に記載し、５万円以下の寄附は一括して記載してください。
3　この用紙が２枚以上にわたる場合、「その他の寄附」欄及び「合計」欄は、最終ページにのみ記載してください

(7) 寄附の内訳												寄附者の区分（右のいずれかを○で囲む）	個人・法人その他の団体・政治団体		
	寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額 十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
01	浅葉久美					2	0	0	0	0	0	R7・6・8	横須賀市佐原1-3-9	無職	
02	船山通敏					1	0	0	0	0	0	R7・6・16	横須賀市大滝町2-6 3F	無職	
03	南沢純也					1	2	0	0	0	0	R7・6・6	横須賀市追浜本町2-59-36	会社員	
04	外山登喜					2	0	0	0	0	0	R7・6・6	横浜市西区みなとみらい5-3-3-2301	会社員	
05												・ ・			
06												・ ・			
07												・ ・			
08												・ ・			
09												・ ・			
10												・ ・			
11												・ ・			
12												・ ・			
このページの小計						6	2	0	0	0	0				
その他の寄附						5	2	2	0	0	0				
合計					5	1	2	2	0	0	0				

注1　寄附者の区分は、「個人・法人その他の団体・政治団体」のいずれかを○で囲み、それぞれ別の用紙を使用してください。
2　同一者からの年間５万円を超える寄附は個別に記載し、５万円以下の寄附は一括して記載してください。
3　この用紙が２枚以上にわたる場合、「その他の寄附」欄及び「合計」欄は、最終ページにのみ記載してください。

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

	項目		金額				備考 うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出				
			十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
ア 経常経費	1 人件費	01				0					
	2 光熱水費	02			58	070					
	3 備品・消耗品費	03			150	220					
	4 事務所費	04			624	560					
	小計（1+2+3+4）	05			832	850					
イ 政治活動費	5 組織活動費	06			237	660					
	6 選挙関係費	07				0					
	7 機関紙誌の発行その他の事業費の計（(1)+(2)+(3)+(4)）	08		3	116	222					
	(1) 機関紙誌の発行事業費	09		3	116	222					
	(2) 宣伝事業費	10				0					
	(3) 政治資金パーティー開催事業費	11				0					
	(4) その他の事業費	12				0					
	8 調査研究費	13				0					
	9 寄附・交付金	14				0					
	10 その他の経費	15				0					
	小計（5+6+7+8+9+10）	16		3	353	882					
合計（ア+イ）		17		4	186	732					

注 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)の内訳が必要です。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分（下のいずれかを○で囲む） 組織活動費　選挙関係費　機関紙誌の発行事業費　宣伝事業費 政治資金パーティー開催事業費　その他の事業費　調査研究費 寄附・交付金　その他の経費	細目別区分 郵便代

	支出の目的	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
01	葉書代	68,000	R7.5.29	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
02	往復葉書代	68,000	R7.8.21	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
03	往復葉書代	64,600	R7.8.21	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
04			・・			
05			・・			
06			・・			
07			・・			
08			・・			
09			・・			
10			・・			
11			・・			
12			・・			
このページの小計		200,600				
その他の支出		37,060				
合計		237,660				

注1 項目別区分は、**いずれかを○で囲んでください。**
2 細目ごとに、それぞれ別の用紙を使用してください。
3 1件（数回にわたってなされたときは、その合計額が）5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し、5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
4 この用紙が2枚以上にわたる場合、「その他の支出」欄及び「合計」欄は、最終ページにのみ記載してください。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分（下のいずれかを○で囲む） 組織活動費　選挙関係費　機関紙誌の発行事業費　宣伝事業費 政治資金パーティー開催事業費　その他の事業費　調査研究費 寄附・交付金　その他の経費	細目別区分 チラシ関連費

	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
01	デザイン料金	十億 百万 1 185 千 800 円	R7.3.10	合同会社ニアカリ	川崎市川崎区中島3-9-11 La Corte 402	
02	印刷料金	285105	R7.3.30	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
03	デザイン料金	178750	R7.5.21	合同会社ニアカリ	川崎市川崎区中島3-9-11 La Corte 402	
04	チラシ掲載費	511500	R7.6.30	株式会社タウンニュース	横須賀市平作1-12-8	
05	チラシデザイン料金	940500	R7.6.30	横地広海知	横須賀市大滝町2-1-4	
06			・・			
07			・・			
08			・・			
09			・・			
10			・・			
11			・・			
12			・・			
	このページの小計	3101655				
	その他の支出	14567				
	合計	3116222				

注1 項目別区分は、**いずれかを○で囲んでください。**
2 細目ごとに、それぞれ別の用紙を使用してください。
3 1件（数回にわたってなされたときは、その合計額が）5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し、5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
4 この用紙が2枚以上にわたる場合、「その他の支出」欄及び「合計」欄は、最終ページにのみ記載してください。

資　産　等　の　状　況

(その17)

1　資産等の総括表

資産等の有無					
資産等の項目別区分		有	無	備考	*
01	ア　土　　地	□	☑		
02	イ　建　　物	□	☑		
03	ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑		
04	エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑		
05	オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	□	☑		
06	カ　金銭信託	□	☑		
07	キ　有価証券	□	☑		
08	ク　出資による権利	□	☑		
09	ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑		
10	コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑		
11	サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑		
12	シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑		

注1　各項目の資産の有無について、「□」内をチェックしてください。
　2　「有」をチェックした場合は、(その18)の該当する項目別区分に記載してください。

（その20）

宣　誓　書

添 付 書 類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和８年 4 月 12 日

政治団体の名称　小幡沙央里とよっかの未来をつくる会

会計責任者の氏名　小幡 渡行夫

〈解散の場合のみ〉
代表者の氏名

注1 会計責任者本人が提出する場合は本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合は当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。
2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載してください。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合は本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合は当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出をしてください。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。